

豊田市中心小企業依頼試験事業補助金

豊田市内の中小企業のみなさまの**新技術等の研究開発**を支援するため
試験研究機関を利用する際に係る経費の一部を補助します。
 予算の限りでの交付となりますので、申請はお早めに。

対象者	市内中小企業 （製造業及び建設業） ただし、みなし大企業に該当しない者 ※
対象事業	(1) あいち産業科学技術総合センター又は名古屋市工業研究所が行う依頼試験 (2) あいち産業科学技術総合センターにおける高度計測分析機器の利用 (3) あいち産業科学技術総合センター又は公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センターにおけるビームラインの利用
対象経費	依頼試験に係る手数料等
補助金額	補助率：対象経費の 1/2 上限額：1企業当たり 30万円

※ みなし大企業とは…

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者



様式のダウンロードはHPから

